

令和 7 年 9 月 1 8 日
関 東 信 越 厚 生 局

元保険医療機関及び保険医の行政処分等について

令和 7 年 9 月 17 日、関東信越地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消相当」及び「保険医の登録の取消」について意見伺及び諮問した結果、これらを妥当とする建議及び答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分等を行いましたのでお知らせします。

【行政処分等の内容】

1. 保険医療機関の指定の取消相当

- | | | | |
|-----------|---|-----------|---------------------------|
| (1) 名 | 称 | 医療法人社団清愛会 | ソフィア歯科 |
| (2) 所 | 在 | 地 | 千葉県松戸市新松戸 2-115-1 松本ビル 2F |
| (3) 開 | 設 | 者 | 医療法人社団清愛会 理事長 渡邊 智 |
| (4) 指定取消相 | 当 | 年 | 月 日 令和 7 年 9 月 19 日 |

※ 当該保険医療機関は、令和 6 年 11 月 15 日付けで保険医療機関の廃止をしていることから指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定取消の行政処分と同等の取扱いをするものです。

2. 保険医の登録の取消

- | | | |
|-----------|---|--|
| (1) 氏 | 名 | 渡邊 智 (58 歳) |
| (2) 登録取消 | 年 | 月 日 令和 7 年 9 月 19 日 |
| (3) 根拠となる | 法 | 律 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号)
第 81 条第 2 号 |

【行政処分等に至った経緯】

保険者等から、患者等が実際には受診していないにもかかわらず、診療報酬が請求されている旨の情報提供があり、不正請求が疑われた。

個別指導を実施したところ、診療報酬の請求に疑義が生じたことから個別指導を中断した。

その後、患者調査等を実施し、個別指導を再開したところ架空請求が強く疑われたことから個別指導を中止し、令和 6 年 8 月、同年 9 月に計 2 日間の監査を実施したところ、度重なる監査の通知にもかかわらず、正当な理由なく出頭せず、監査を拒否した。

【行政処分等の主な理由】

1. 元保険医療機関

元開設者である渡邊智は、監査への出頭を求められ、正当な理由なく、監査を拒み、忌避した。

2. 保険医

健康保険法等に基づく監査を実施する旨通知したが、保険医である渡邊智歯科医師は、正当な理由なく監査を欠席した。

このことは、健康保険法等に基づく監査について、保険医が、出頭を求められてこれに応ぜず、検査を拒み、忌避したものであり、保険医及び保険薬剤師の登録の取消を定めた健康保険法第 81 条に該当する。